

長剣連第 05-106 号
令和 6 年 1 月 3 0 日

各加盟団体長 殿

(一財)長崎県剣道連盟
会長 灰谷 達明
〔公印省略〕

称号「錬士」および「教士」審査会実施について（通知）

首題につきまして、全日本剣道連盟から審査会の通知がありました。

要項などにつき下記の通りご連絡しますので、会員の皆様に周知し、遺漏のないように申請手続きをお願い致します。

尚、今回も教士の審査についても小論文提出による採点方式となっています。但し、錬士と教士では課題と文字数が異なりますのでお間違えの無いようご注意ください。

また、論文提出の場合、論文は封印し、封筒の表と裏にそれぞれ必要事項を記入したものを、別封筒に推薦書（本人用・当連盟用）と共に同封して当連盟へ送付して下さい。

記

1. 審査会場および審査日時

(1) 「錬士」審査会 <小論文提出>

・令和 6 年 5 月 6 日(月/祝) 剣道・居合道・杖道

(2) 「教士」筆記試験 <小論文提出>

・令和 6 年 5 月 6 日(月/祝) 剣道・居合道・杖道

★教士受審者は全剣連または県剣連主催の講習会を 2 回受講する必要があります（申込締切日を起点に過去 2 年以内）漏れの無いよう、各協会にて推薦書のチェックをお願いします。

2. 審査料

(1) 錬士審査料 34,600 円

(2) 教士審査料 35,600 円

3. 申込締切日及び振込先

(1) 申込締切日：令和 6 年 3 月 6 日(水) 長崎県剣道連盟必着（厳守下さい）

(2) 振込先：十八親和銀行 本店営業部（普通）口座番号 0 7 9 2 4 0 5
「一般財団法人長崎県剣道連盟」

添付資料： 錬士および教士 審査会要項(剣道・居合道・杖道) 各一式
受審申請書（錬士・教士 本人用） 2 枚
加盟団体推薦書 1 枚

以上

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和5年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成26年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和6年3月6日（水）

5. 申込先 〒850-0036 長崎市五島町5-34 トーカンマンション1-E
一般財団法人 長崎県剣道連盟
電話 / FAX 095-826-5220

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和6年5月6日(月・休)

8. 審査料

長崎県剣道連盟審査料規定により、審査料(錬士)34,600円を次の口座に振り込むこと。(なお、上記審査料は消費税を含む)

十八親和銀行 本店営業部
普通預金 口座番号 0792405
「一般財団法人長崎県剣道連盟」

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和4年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和6年3月6日（水）

5. 申込先 〒850-0036 長崎市五島町5-34 トーカンマンション1-E
一般財団法人 長崎県剣道連盟
電話 / FAX 095-826-5220

6. 審査の方法

この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験を中止し、下記の通り課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」
*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和6年5月6日（月・休）

8. 審査料

長崎県剣道連盟審査料規定により、審査料（教士）35,600円を次の口座に振り込むこと。（なお、上記審査料は消費税を含む）

十八親和銀行 本店営業部
普通預金 口座番号 0792405
「一般財団法人長崎県剣道連盟」

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。